

京都市地域活性化総合特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日
内閣総理大臣決定〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

① 文化的・精神的な充実感の提供と地域経済の活性化で、日本を元気に

不透明感、閉塞感の漂う今日、日本はもとより世界の人々は、ゆとりや潤い、文化的・精神的な充実感を求めており、伝統、文化、自然、和の精神など、“ほんもの”の魅力に触れ、日本文化の源を確認することのできる京都が果たすべき役割はますます大きくなっている。

本総合特区における取組を進めることで、世界中から多くの人々を呼び込み、京都市域の活性化を図る。また、地域の活性化に伴う経済効果を周辺地域にも波及させ、ひいては我が国全体の活性化にも寄与することを目標とする。

② 京都の都市特性を発揮した「旅の本質」を堪能する新しい観光の姿を提案

名所を足早に見て回るのではなく、じっくり滞在し、奥深い京都の魅力を五感で体感できる、これまでにない新しい観光の姿を提案し、質の高い観光を提供する先駆的な取組を推進する。

こうした取組を通じ、観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより、日本文化の原点であり、我が国を代表する国際的な観光地として、国全体の観光立国の実現を先導することを目標とする。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

市域でこれまですすめている事業の着実な推進に加えて、総合特区を活用した取組も進めていくことで、京都の魅力に更に磨きをかけるとともに、新たな魅力を創造することにより、「5000万人感動都市」を確実に達成するため、次の4つの課題を踏まえて対応する必要がある。

① 観光スタイルの質を高める

名所を足早に見て回るのではなく、じっくり滞在し、奥深い京都の魅力を五感で体感できる観光を提供する必要がある。

② 観光都市としての質を高める

誰にでも、いつでも奥深い京都の魅力を堪能してもらえるように、市民がおもてなしの心をもって観光客を迎えるとともに、快適な受入環境を整備する必要がある。

③ 精神的充足を求める時代に応える和の文化の発信

京都でしか得られない「ほんもの」の魅力に触れ、日本文化の源を確認することができる観光を提供する必要がある。

④ 日本の成長を牽引する観光立国への貢献

日本文化の拠点であり、我が国を代表する国際的な観光地として、観光立国を先導し、地域経済を活性化するとともに、国際相互理解を増進する必要がある。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

4つの課題について一体的な解決を図っていくため、次の2つの柱に沿った取組を推進する。

① 世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成

i) 京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用

ii) 美しい町並みと歴史的風土の保存・活用，自然景観の保全・再生

iii) 新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造

文化財や景観関連の制度で指定・登録されていない建物や庭園も含めた多彩な文化的資産の保全・継承を適切に行うとともに、優れた景観を再生するための環境整備を図る。さらに、これらの積極的な活用に加え、文化・芸術やMICE機能の強化などにより、新しい京都の魅力を創造・発信する国際的な文化交流・観光拠点の形成を図る。

② 世界の芸術家，文化人，研究者や職人が自由に集い，学び，はばたく文化自由都市を創造

若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組を推進

国内外の人々が、一流の芸術家や伝承者などから舞台芸術や伝統芸能、京料理を学ぶ機会などを提供する。更に、海外からの映画撮影の誘致やコンテンツ分野の人材交流を推進することで、国際的な文化芸術創造拠点の形成を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。